

加入するには？

1 加入対象者

加入対象者は自治労共済生協の組合員(会計年度任用職員含む)かつ、**地方公共団体***12または**特定地方独立行政法人(公務員型)**に**所属し地方公務員の身分を有する職員**(特別職、教員*13、警察職、司法検察員は除く)となります。加入できる職種例は「保険の概要」の(1)ページ、「加入できる職種例」をご参照ください。

*12「地方公共団体」とは、以下の団体をいいます。
 ○地方自治法第1条の3第2項に定める普通地方公共団体(都道府県および市町村)
 ○地方自治法第1条の3第3項に定める特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合、財産区および地方開発事業団)
 ○地方公営企業法に基づいて設立された地方公営企業
 *13 幼稚園教諭は加入できます。
 ※非組合員の方は加入対象外となります。更新をされない方や、加入資格がなくなった方はご解約のお手続きが必要となります。所属の組合にご相談ください。

2 加入方法 ※加入依頼書は所属の組合事務所にあります。

●**10月発効募集**
 <口座振替以外の単組>
 ・「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、保険料と共に所属の組合事務所までご提出ください。
 <口座振替(集金代行利用)の単組>
 ・「加入依頼書」「口座振替依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印(口座振替依頼書には銀行口座届出印)の上、所属の組合事務所までご提出ください。
 ※口座振替のお申し込みは単組毎となります。

●**11月発効以降の中途加入募集**
 ・「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、保険料と共に所属の組合事務所までご提出ください。※中途加入の場合は、現金の取扱いのみとなります。**口座振替はできません。**
 ・毎月15日を締切日とし、翌月1日が補償の発効日となります。
 ・加入締切日と保険期間との関係については表紙をご参照ください。

●**現在ご加入の方**
 募集期間終了までにご加入者からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。(所属の組合の指示に従ってください。)

Q&A

公務員賠償責任保険部分についてのQ&Aです。医師賠償責任部分の補償については、対象外であったり、規定が異なりますので別途お問い合わせください。

① **外郭団体等(他の地方公共団体*14や特定地方独立行政法人または公益法人等)に派遣された職員は加入できますか？ また、加入できる場合には、地方公務員と同じ補償内容となりますか？**

*14 都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団、地方公営企業

A 地方公務員の身分のままであれば、加入できます。ただし、下記のいずれかの規定に基づいて記名法人(加入依頼書記載の地方公共団体・特定地方独立行政法人(公務員型))をいいます。以下同様とします。)から派遣されている場合に、その派遣先(他の地方公共団体または公益的法人等もしくは特定地方独立行政法人)の職員としての職務につき行った行為が、補償の対象となります。(派遣先も記名法人に含まれるため、補償内容も同様です。)

①公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 ②地方自治法
 ③地方独立行政法人法 ④公益的法人等への記名法人の職員の派遣等に関する条例

② **国家賠償法に基づき、職員個人が地方公共団体等から求償された場合、補償の対象となりますか？**

A 国家賠償法による損害賠償請求訴訟において国または地方公共団体が損害賠償責任を負った場合に、職員に故意または重大な過失があったときは、職員が国または地方公共団体から求償されることになります。(国家賠償法第1条第2項・第2条第2項)本保険では、地方公共団体等の記名法人からの被保険者に対する国家賠償法第1条第2項・第2条第2項に基づき求償権の行使としての請求については、本保険における免責事項(公序良俗違反など)等の補償対象外となる事由に該当しない場合には補償の対象とします。

③ **退職後に訴訟が提起された場合、補償の対象となりますか？**

A 退職等(自己都合退職を含む)により、地方公共団体等記名法人の職員でなくなった場合(育児休暇または組合活動への専従により記名法人の職員としての職務に従事しなくなった場合を含みます。)に、その時に加入していた保険の保険期間の末日から5年以内に、別紙保険の概要[保険金をお支払いする場合]の[1]～[6]に規定する請求または命令の決定がなされた場合は、退職時に加入していた保険の保険期間の末日になされたものとみなして補償の対象となります。ただし退職した時点で加入していた公務員賠償責任保険の保険期間の末日まで被保険者であった場合に限り、
 ●再任用時の取扱いについて
 再任用期間中の職務につき行った行為に起因する請求に備える場合は、再任用期間中も継続してご加入いただく必要があります。再任用期間満了の際は、その時に加入していた保険期間の末日から5年間(再任用期間中の行為に起因する請求について)延長補償となります。

④ **保険加入日前に行った行為に起因する損害賠償請求および命令の決定も補償の対象となりますか？**

A 初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為に起因する保険期間中に提起された一連の請求または命令の決定も補償の対象となります。また、加入日からの遡及期間の制限もありません。ただし、「初年度契約の保険期間の初日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟(住民訴訟、民事訴訟、国家賠償法に基づく訴訟など)及びこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実で起因する請求または命令の決定」、「この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求または命令の決定の中で申し立てられていた行為に起因する一連の請求または命令の決定」、「この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する請求または命令の決定がなされるおそれがあることを知っていた場合」など免責事項に該当する場合は、当保険契約においては補償の対象外です。

⑤ **職員同士の職務行為に係るトラブルを原因とした損害賠償請求は、補償の対象となりますか？**

A 同僚からの訴えは基本的には免責としていますが「その請求以外に被保険者とこれらの者との間に利害関係がないと判断される場合」は免責事由から除外しています。利害関係とは「互いに利害が影響しあう関係」をいい、対象となる請求以外に、金銭的・社会的地位等において互いに利害が影響しあう場合等があげられます。※利害関係がない場合の職員同士の職務行為に係るトラブルの例として、パワハラ・セクハラによる損害賠償請求があります。パワハラ・セクハラの実態が認定された場合、本保険では補償の対象外となります。ただし、争訟費用に関しては支払の対象となる場合があります。

自治労共済生協の組合員のみなさまへ



加入者数は、**5万人突破!**

公務員賠償責任保険制度のご案内

(公務員賠償責任保険、医師賠償責任保険)

「公務員賠償責任保険制度」は職種により次の2パターンがあります。

①一般職・専門職(②の2職種を除く)「公務員賠償責任保険」 ②医師・歯科医師「公務員賠償責任保険+医師賠償責任保険」

10月発効の加入受付締切日

2022年8月19日(金)

保険期間

2022年10月1日午後4時～
2023年10月1日午後4時まで

※組合独自の締切日を設定している場合がございます。所属の組合へご連絡ください。締め切り過ぎからの加入申込は11月中途加入からのお引き受けになります。

11月発効以降の中途加入受付締切日

毎月発効日前月の15日
(土・日・祝日の場合はその前営業日)

保険(補償)期間

(加入締切日の)翌月1日午前0時～
2023年10月1日午後4時まで

- 行政への関心の高まり
- 地方分権進展にともなう行政運営の変化
- 情報公開制度の浸透



本制度の特長点

住民監査請求による監査委員の賠償勧告の措置に基づく損害賠償請求・返還請求(住民訴訟の前段階)

地方自治法243条2の2等
(地方公共団体に損害を与えたと認められた場合)による首長からの弁償請求・損害賠償命令の決定*1
(会計職員及び予算執行職員等の賠償責任も対象となります)

国家賠償法2条2項による自治体(記名法人)からの求償
(公の営造物の設置・管理責任)

セクハラ・パワハラの争訟費用

※故意の場合は免責です。また、損害賠償金はお支払い対象外です。

訴訟(応訴)等に対応
争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等)で生じた弁護士費用等についても対応。
※予め保険会社の同意を得て支出した費用に限り、

各種事案に対応!

- ・情報漏洩事案(マイナンバー等)
 - ・漏水による損害賠償請求事案
 - ・ドローン運用事案
- 等

*1「地方自治法第243条2の2等」の規定による損害賠償命令の決定および「会計法第41条1項」「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」「物品管理法第31条1項および2項」の規定による弁償請求が対象となります。法律上の損害賠償金および争訟費用ならびに法律上の弁償金については、P2の「保険料・補償内容(支払限度額)」の表内「法律上の損害賠償金および争訟費用」の支払限度額欄に掲載の額の内枠においてその50%が支払限度額となります。また、「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」の規定による弁償請求については、縮小支払割合(90%)も適用されます。

お問い合わせ先

【取扱代理店】
株式会社自治労サービス
 保険事業部
 〒102-0085 東京都千代田区六番町1 自治労会館6F
 TEL:03-5226-3424 FAX:03-5213-5485
 受付時間 平日午前9時～午後5時30分
 E-Mail:kusunose@n1001925.insurance-agt.ne.jp
 事務手続きについては各所属組合まで

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
 (担当課)広域法人部 団体・協同組織室
 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
 TEL:03-3515-4151
 受付時間 平日午前9時～午後5時

組合員様からのご相談・制度等のお問い合わせはこちら!

連絡先:自治労サービス

フリーダイヤル

0120-786-756

(平日9:00～17:30)



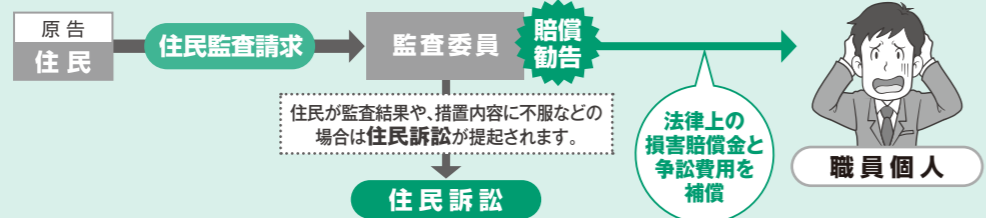
● 現行の訴訟制度は、このようになっています。(保険の補償の記載は、公務員賠償責任保険部分です。)

住民監査請求

住民監査請求から住民訴訟への流れ

住民監査請求は、地方自治法第242条の規定に基づく住民からの請求です。普通地方公共団体の長・職員等について、違法・不当な公金の支出、契約の締結等があると認められるときなどに、住民監査請求が行われます。(地方自治法第242条)

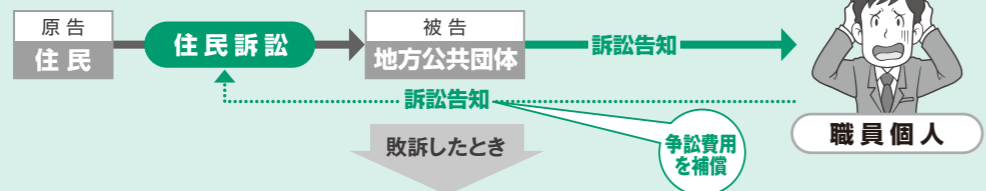
監査委員からの勧告に基づく措置による損害賠償請求(損害賠償金と争訟費用)・返還請求(争訟費用のみ)を補償します。



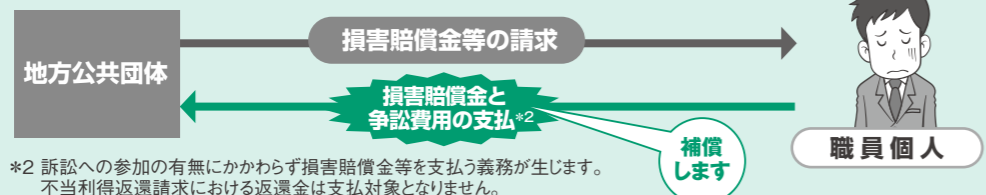
訴訟を提起される時

この保険で住民訴訟とは、地方自治法242条の2第1項第4号の規定に基づく損害賠償請求・不当利得返還請求を被保険者に対し行うことを住民が記名法人の執行機関に対して求める請求をいいます。

被保険者(職員個人)が訴訟に参加した場合に負担する弁護士費用等を補償します。



被保険者(職員個人)が負担する法律上の損害賠償金と争訟費用を補償します。



*2 訴訟への参加の有無にかかわらず損害賠償金等を支払う義務が生じます。不当利得返還請求における返還金は支払対象となりません。

住民監査請求の事例



水道料金が時効で徴収不能となり、市に損害を与えたとする住民監査請求の結果、監査委員から市長に、当時の担当職員らに対し損害賠償を請求するよう勧告がなされた。

住民訴訟の事例



議会の議決を経た公有地の売却について著しい廉価で行われたとして、その契約事務を行った職員の行為について住民訴訟が提起された。

● 訴訟で費用がかかるのは、敗訴したときだけだと思いませんか。

訴訟では、勝訴してもこんなに費用がかかります。

訴訟で必要となる費用は、敗訴したときの損害賠償金だけではありません。勝訴しても、自らの弁護士費用等の争訟費用の負担を強いられます。

弁護士費用の一例

- 弁護士相談費用 …………… 2~3万円
- 着手金 …………… 10~100万円
- 成功報酬 …………… 10~150万円

事由に応じて、法律上の損害賠償金のほか、下記弁護士費用^{*5}等の争訟費用や、初期対応費用^{*6}・訴訟対応費用^{*6}などをお支払いの対象としています。
*5 訴訟に先立って行う法律相談の費用を含みます。
*6 医師・歯科医師の専門職業業務に起因する事故の場合はお支払いの対象外です。

*その他、意見書・鑑定書の作成費用、被保険者の交通費・宿泊費、相手当事者または裁判所に提供する文書の作成費用等の訴訟対応費用がかかることもあります。

● おすすめポイント

POINT 1	POINT 2	POINT 3
初期対応費用 (身体障害を被った被害者への見舞金等)も補償します。 ^{*7}	訴訟対応費用 (応訴のために要した交通費、宿泊費等)も補償します。 ^{*7}	初年度加入日より前に行った行為に起因する 請求も補償 します。 ^{*8} 詳細は裏面 Q4
退職後も5年間の補償 が続きます。 ^{*8} 詳細は裏面 Q3	POINT 5 他の地方公共団体や公益法人等へ派遣中の職務行為も補償します。 詳細は裏面 Q1	POINT 6 専門職^{*9} (看護師・保育士・幼稚園教諭等)の業務に起因する請求も補償します。

*7 公務員賠償責任保険部分のみ。医師賠償責任保険での補償部分につきましては対象外です。ご不明な点はお問い合わせください。
*8 公務員賠償責任保険部分のみ。医師賠償責任保険での補償部分につきましては対象外となったり内容が異なる部分もございますので、別途お問い合わせください。
*9 専門業務が補償対象外となる職種もございます。また、医師・歯科医師については保険料と一部補償内容が異なりますので、ご注意ください。

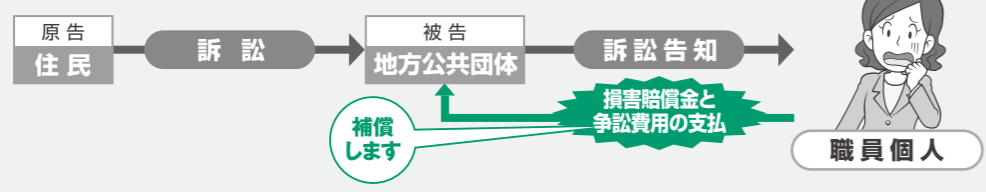
住民訴訟

国家賠償法による職員への求償

公務員が、職務につき故意または過失により違法に他人に損害を加えた時は、国または公共団体が賠償責任を負いますが、公務員に故意または重大な過失があった時は、国または公共団体はその公務員に対して求償権を有します。(国賠法第1条)

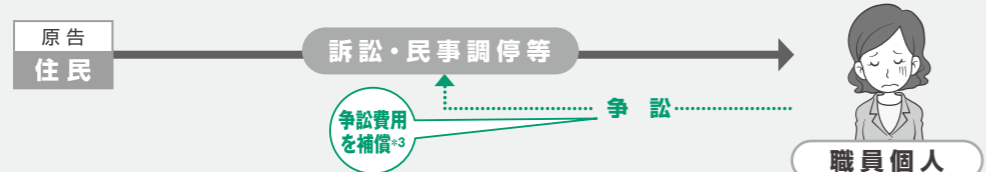
国賠法第2条による求償も補償
公の営造物(道路、河川等)の設置または管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた時は国または公共団体が賠償責任を負いますが、他に損害の原因について責に任ずべき者があつた時は、国または公共団体はこれに対して求償権を有します。

被保険者(職員個人)が負担する法律上の損害賠償金と争訟費用を補償します。



職員個人に対する訴え

住民から直接職員個人に対して訴訟が提起される可能性があります。(民法709条不法行為による損害賠償責任等)
被保険者(職員個人)が負担する弁護士費用等および敗訴した場合の法律上の損害賠償金を補償します。



*3 争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等)で生じた弁護士費用等について、予め保険会社の同意を得て支出した費用を対象とします。

国賠法による求償の事例



保育士が園外保育中に公園で園児を遊ばせていたところ、遊具に指を挟みケガをしたため、市に対して損害賠償請求が提起された。保育士には事故の状況から重過失があったと認められ、市から求償された。

民事訴訟の事例



対応に問題があるとして、窓口への来訪者に名誉き損で訴えられた。

民事訴訟・民事調停等

地方自治法243条2の2等による首長からの弁償請求・損害賠償命令の決定^{*4}が補償対象となります!

例えば、会計管理者もしくはその事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、物品を使用している職員等がその保管に係る現金、物品等を亡失・損傷したとき、予算執行職員等が法令違反により普通地方公共団体に損害を与えたとき...

● 保険金お支払の注意事項

法律上の損害賠償金および争訟費用ならびに法律上の弁償金については、保険料・補償内容(支払限度額)表内「法律上の損害賠償金および争訟費用」の支払限度額欄記載の額の内枠において、その50%を支払限度額とします。詳細は右頁の「*10」をご覧ください。

事例

契約の履行確認の方法に問題があり、地方公共団体に損害を与えたとして、賠償命令の決定を受けた。

● 保険料・補償内容(支払限度額) [1被保険者あたり]

10月発効の保険料

一般職・専門職 (医師・歯科医師除く)	項目	タイプS (3億円)	タイプA (1億円)	タイプB (5,000万円)	タイプC (3,000万円)
	年間保険料 (公務員賠償責任保険)	7,440円	6,240円	4,800円	2,880円
法律上の損害賠償金 および争訟費用(合算) 1請求・保険期間中の支払限度額 *10	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円	
訴訟対応費用 1請求の支払限度額 *11	500万円				
初期対応費用 (右額のうち、対人見舞費用は被害者1名あたり3万円が限度) 1事故の支払限度額	500万円				

*10 「地方自治法第243条2の2等」の規定による損害賠償命令の決定および「会計法第41条1項」「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」「物品管理法第31条1項および2項」の規定による弁償請求の場合、法律上の損害賠償金および争訟費用ならびに法律上の弁償金については、表内「法律上の損害賠償金および争訟費用」の支払限度額欄に掲載の額の内枠において、その50%が支払限度額となります。

また、「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」の規定による弁償請求については、縮小支払割合(90%)も適用されます。

*11 詳しくは取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

11月発効以降の保険料(中途加入)

項目	11月補償開始	12月補償開始	1月補償開始	2月補償開始	3月補償開始	4月補償開始	5月補償開始	6月補償開始	7月補償開始
タイプS	6,820円	6,200円	5,580円	4,960円	4,340円	3,720円	3,100円	2,480円	1,860円
タイプA	5,720円	5,200円	4,680円	4,160円	3,640円	3,120円	2,600円	2,080円	1,560円
タイプB	4,400円	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円	1,600円	1,200円
タイプC	2,640円	2,400円	2,160円	1,920円	1,680円	1,440円	1,200円	960円	720円

医師・歯科医師

取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
(保険料と医師賠償責任保険の補償内容についてご案内させていただきます。)

*4 「地方自治法第243条2の2等」の規定による損害賠償命令の決定および「会計法第41条1項」「予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項」「物品管理法第31条1項および2項」の規定による弁償請求が対象。